



第3期  
清水町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



< 概要版 >



令和7年3月  
清 水 町

## ◆ 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

日本における子どもを取り巻く環境は、ここ数十年で大きく変化しました。

日本では、長い間、性別による役割分担意識のもと、主に母親が家庭で子育てを担っていました。しかし、50年ほど前から女性の社会進出が進み、外に働きに出る女性が増えたことで、母親と父親が協力して子育てをする必要があるという考え方が徐々に浸透しつつあります。さらに、性別に関係なく、個人や家庭の希望に応じたバランスでの仕事や家事、子育て、地域活動などへの参画（ワーク・ライフ・バランス）が推進されてきたことで、仕事と子育ての両立を希望する保護者は増加傾向にあると考えられます。

一方、少子高齢化の影響で15～64歳の労働力人口が減少し、子育て家庭への支援に関わる人材が全国的に不足しています。それでも、平成27年度から始まった子ども・子育て新制度により、国を挙げてこどもの預け先の多様化や相談支援などに取り組んできたことで、国基準での待機児童は減少傾向にあります。しかしながら、国基準での待機児童には含まれない潜在的な待機児童（入所可能な施設はあるものの、希望する施設ではないことから入所していない子どもなど）は、少なくないと見込まれています。

本町では、これまでも国や静岡県の子ども・子育て支援に関する基本指針や方向性などと整合を図った計画を策定し、その計画に沿って町内におけるこどもや子育て家庭への支援を実施してきました。この度、現行の計画、「第2期清水町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）が最終年度を迎え、計画の見直しの時期を迎えました。計画の見直しにあたっては、アンケート調査や子ども・子育て会議、パブリックコメントなどを実施するとともに、町内の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業などを整理し、本町の今後5年間に必要となるサービス量を見込みました。新たな計画である「第3期清水町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）は、引き続き本町におけるすべてのこどもと子育て家庭に必要な支援が行き渡り、こどもの健全な成長を促進することを目的に策定することとします。



### 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項において策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたります。町内において計画期間中に必要となる教育・保育サービス量を見込み、その必要量を確保するための方策について記した計画です。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項において策定が求められている「市町村行動計画」も本計画に含んでいます。

本町の最上位計画として、「第5次清水町総合計画（令和3年度～令和12年度）」があります。また、町としての共通認識のもと、それぞれの分野で施策を推進することができるよう、「第4次清水町地域福祉計画」などの関連計画等との整合・連携が図られています。

### 3 計画の期間

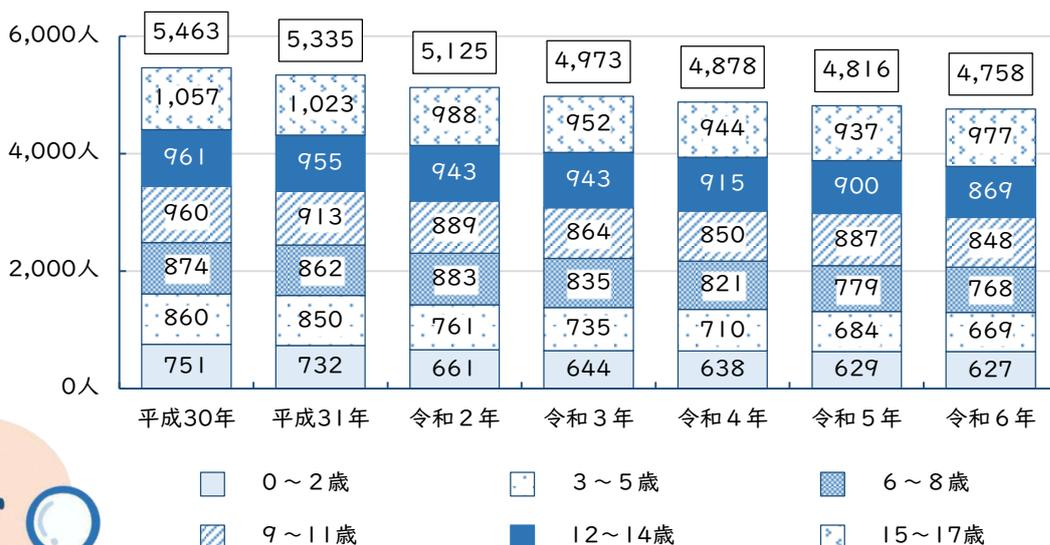


本計画は、令和7年度～令和11年度を計画期間としています。令和11年度に次期計画策定に向けた見直しを予定していますが、社会情勢の著しい変化等、計画の見直しが必要だと判断される場合には最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

## ◆ こどもと家庭を取り巻く状況

### 1 年齢6区分別 18歳未満人口の推移

令和6年の18歳未満人口は4,758人で、内訳は「15～17歳」が977人と最も多く、次いで「12～14歳」が869人、「9～11歳」が848人などとなっています。平成30年からの推移をみると、18歳未満人口は減少傾向にあります。年齢6区分別にみると、すべての年齢区分において減少傾向にあります。特に「0～2歳」、「3～5歳」は、平成30年以降、毎年減少しています。

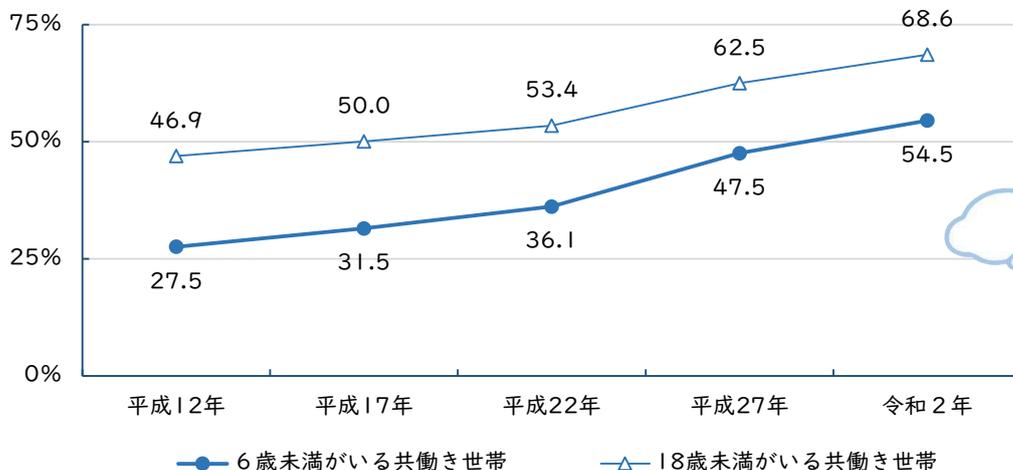


資料：「清水町年齢別人口統計」（各年4月1日時点）



### 2 こどもがいる共働き世帯割合の推移

令和2年の子どもがいる共働き世帯割合は、「6歳未満がいる共働き世帯」が54.5%、「18歳未満がいる共働き世帯」が68.6%となっています。平成12年からの推移をみると、いずれも上昇傾向にあります。



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）



## ◆ 施策の展開

### 基本理念

未来輝く湧水の子の成長を ともに育むまち  
～ こどもの笑顔があふれるまちに ～

#### 基本目標Ⅰ 地域で支え合う子育て家庭への支援

##### 基本施策1 多様な子育て支援サービス環境の整備

利用者支援  
緊急・リフレッシュ保育（保育所等での一時預かり）  
ファミリー・サポート・センター  
PTA活動  
こども医療費助成  
チャイルドシートリサイクル

地域子育て支援拠点施設等  
乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）  
泉のまちインストラクター  
児童手当



##### 基本施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭等に対する小中学校入学祝金支給  
母子家庭等医療費助成  
母子家庭等に対する就職相談  
情報誌の配布

児童扶養手当  
母子寡婦福祉団体への支援  
母子父子寡婦福祉資金貸付

##### 基本施策3 母とこどもの健康の確保

母子健康手帳の交付  
妊婦健康診査  
乳幼児健康診査  
予防接種  
乳幼児健康相談  
離乳食講習会  
地域救急医療体制



妊婦等包括相談支援  
産婦健康診査  
歯科保健  
6か月児健康相談  
マタニティ教室  
不妊・不育症治療費助成  
電子母子健康手帳アプリ「みんなでいっしょに・しみずちょう」

##### 基本施策4 子育ての悩みや不安軽減への支援

地域子育て支援拠点施設等（再掲）  
小学校低学年学校生活支援員の配置  
健康教育の充実  
幼稚園評価委員による幼稚園教育の充実  
総合的な学習の充実  
きめ細かな児童・生徒指導の充実  
青少年健全育成活動  
こども家庭センター  
産前・産後サポート事業  
家庭教育支援

子ども・子育てコンシェルジュ  
道徳教育の充実  
学校運営協議会の推進  
特別支援教育の推進  
ボランティア活動・自然体験活動の推進  
巡回相談員・スクールソーシャルワーカーの活用  
家庭訪問（乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問）  
産後ケア事業  
SOSの出し方教室



##### 基本施策5 児童虐待防止への支援（推進）

虐待防止の啓発  
要保護児童対策地域協議会の機能強化  
児童虐待・DVの防止

要保護児童等への支援の充実  
こども家庭センター運営事業  
健康診査等における相談支援の強化



## 基本目標Ⅱ こどもにとって良質な教育・保育の提供

### 基本施策1 質の高い就学前教育・保育の充実と体制確保

清水町幼稚園・保育所再編計画  
 キャッシュレス化  
 世代間交流  
 職員研修  
 子育て短期支援（ショートステイ、トワイライトステイ）  
 他市町委託保育

保育ICT化  
 第2子保育料半額、第3子保育料の無償化  
 特色ある幼稚園教育推進  
 時間外保育・延長保育  
 病児・病後児保育  
 幼稚園での預かり保育



### 基本施策2 園・小中学校の連携

保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校が連携する教育の推進  
 就学支援  
 障害者自立支援協議会

## 基本目標Ⅲ すべてのこどもの成長を支える安全・安心な環境の整備

### 基本施策1 配慮が必要なこどもへの支援

障がい児保育  
 障害児福祉手当  
 重度心身障害児（者）医療費助成  
 里親制度の普及啓発と申請の受理  
 医療的ケア児の支援

放課後児童クラブでの障がい児の受入れ  
 特別児童扶養手当  
 交通遺児見舞金  
 外国籍児童生徒支援員の配置  
 子育て世帯訪問支援



### 基本施策2 地域におけるこどもの安全・安心な居場所づくり

放課後児童クラブ（学童保育）の充実  
 「放課後子ども総合プラン」の検討・整備

放課後子ども教室  
 こども食堂（地域食堂）への支援

## 基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進

### 基本施策1 安心して妊娠・出産し、子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備

育児休業制度の普及啓発  
 障がい者基幹相談支援センター

公共職業安定所（ハローワーク）との連携強化

### 基本施策2 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

マタニティ教室（再掲）

男女共同参画計画の推進



# ◆ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

今後のこどもの数の増減を踏まえた保育ニーズに対応するためには、広域で調整を図ることが求められます。これらの理由から、行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行い、1圏域の妥当性をみていくものとします。



## 2 こどもの人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる0歳から11歳までのこどもの人口を、令和7年度から令和11年度までの4月1日現在における住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳	626人	638人	609人	599人	590人
3～5歳	655人	629人	643人	642人	651人
6～11歳	1,576人	1,495人	1,460人	1,409人	1,358人
合計	2,857人	2,762人	2,712人	2,650人	2,599人



## 3 教育・保育の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>1号認定（※2号認定のうち、教育を希望する人を含む）</b>					
見込み量	334人	321人	328人	328人	332人
提供量	776人	776人	596人	416人	446人
<b>2号認定（保育）</b>					
見込み量	321人	308人	315人	314人	319人
提供量	339人	339人	339人	336人	336人
<b>3号認定（2歳）</b>					
見込み量	141人	167人	152人	149人	147人
提供量	117人	117人	117人	117人	111人
<b>3号認定（1歳）</b>					
見込み量	133人	121人	118人	117人	115人
提供量	91人	91人	91人	91人	91人
<b>3号認定（0歳）</b>					
見込み量	49人	48人	47人	47人	46人
提供量	70人	70人	70人	70人	69人

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策



	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>時間外保育・延長保育事業</b>					
見込み量	164人	163人	161人	159人	159人
提供量	164人	163人	161人	159人	159人
<b>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ（学童保育））</b>					
見込み量	311人	298人	290人	283人	272人
提供量	340人	340人	340人	340人	340人
<b>子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）</b>					
見込み量	14人日	14人日	14人日	13人日	13人日
提供量	14人日	14人日	14人日	13人日	13人日
<b>地域子育て支援拠点事業</b>					
見込み量	36,509人回	36,110人回	35,683人回	35,369人回	35,369人回
提供量	36,509人回	36,110人回	35,683人回	35,369人回	35,369人回
<b>一時預かり事業（幼稚園における一時預かり）</b>					
見込み量	16,074人日	15,435人日	15,779人日	15,754人日	15,975人日
提供量	16,074人日	15,435人日	15,779人日	15,754人日	15,975人日
<b>一時預かり事業（保育所等における一時預かり）</b>					
見込み量	158人日	151人日	155人日	155人日	157人日
提供量	158人日	151人日	155人日	155人日	157人日
<b>病児・病後児保育事業</b>					
見込み量	2,051人日	2,029人日	2,005人日	1,987人日	1,987人日
提供量（町外含む）	2,051人日	2,051人日	2,051人日	2,051人日	2,051人日
<b>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</b>					
見込み量	471人日	455人日	447人日	437人日	428人日
提供量	471人日	455人日	447人日	437人日	428人日
<b>利用者支援事業</b>					
実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
<b>妊婦健康診査</b>					
見込み量	3,552人回	3,487人回	3,432人回	3,387人回	3,336人回
実施体制	実施機関：指定医療機関      実施体制：1人				
<b>乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）</b>					
見込み量	200人	196人	193人	190人	187人
実施体制	実施機関：健幸づくり課（保健センター）      実施体制：10人				
<b>養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</b>					
見込み量	54人	53人	53人	52人	51人
実施体制	実施機関：健幸づくり課（保健センター）      実施体制：4人				



	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>子育て世帯訪問支援事業【新規】</b>					
見込み量	388人日	381人日	370人日	364人日	357人日
実施体制	実施機関：こども未来課（こども家庭センター）		実施体制：2人		
<b>児童育成支援拠点事業【新規】</b>					
見込み量	0人	0人	0人	0人	0人
実施体制	実施機関：児童育成支援拠点事業の設置・運営を行う法人				
<b>親子関係形成支援事業【新規】</b>					
見込み量	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯
実施体制	実施機関：こども未来課（こども家庭センター）				
<b>妊婦等包括相談支援事業【新規】</b>					
見込み量	615回	606回	594回	588回	579回
実施体制	実施機関：健幸づくり課（保健センター）		実施体制：4人		
<b>産後ケア事業【新規】</b>					
見込み量	72人日	70人日	70人日	68人日	68人日
実施体制	実施機関：健幸づくり課（保健センター）		実施体制：4人		
<b>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】</b>					
見込み量（延べ人数）	0人日	3人日	3人日	6人日	6人日
提供量（延べ人数）	0人日	3人日	3人日	6人日	6人日

## ◆ 計画の進行管理



### 1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理のため、本計画に記されている事業・施策の進捗状況を定期的に評価するとともに、清水町子ども・子育て会議において報告します。また、評価によっては速やかに事業・施策の見直しを行い、こどもや子育て家庭にとって意味のある事業・施策であり続けるように努めます。

### 2 国・県等との連携

町内における保育や教育、その他サービスの充実を図ることを前提とするものの、町単独での確保が困難な事業については必要に応じて国や静岡県、近隣市町と連携して確保することとします。また、スムーズに連携することができるよう、日頃から良好な関係性の構築に努めます。

第3期 清水町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度） 概要版

令和7年3月  
清水町こども未来課

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1 電話 055-981-8227 FAX 055-976-0249